課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	1　農林畜水産加工整備事業	6 次産業化等に取組む農林畜水産業者等が開発した6次化商品の量産に取組む際に必要となる加工機器等の導入経費（1台あたり税込1,000千円以下のものに限る）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	・農林畜水産業者（※1）3戸以上で構成する団体・法人（※2） ・農業協同組合、農業協同組合出資法人等 ※1：農林畜水産業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第2条第5項に該当する事業者。 ※2：ただし、令和2年度以降の熊本県農産物加工コンクール入賞者も、これに該当するものとみなす。	2分の1以内	事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	2　６次産業化加速化支援事業	新たに６次産業化に取り組むための商品開発に必要な経費 （１）試作品開発費 ・製造委託費、機器レンタル料、パッケージ・ラベル製作費等 （２）食品表示関係経費 ・栄養成分分析、賞味期限設定試験	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農林畜水産業者、３戸以上で構成する団体・法人（農林畜水産業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第２条第５項に該当する事業者） ※アグリビジネスセンター等公的機関の支援を受けながら、新たに商品開発に取り組む者に限る。	定額（上限200千円）	事業費の 30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	3　地域資源活用価値創出対策事業	農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に基づき実施する以下の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）地域資源活用・地域連携推進支援事業 ア　新商品開発・販路開拓の実施 イ　直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 ウ　多様な地域資源を新分野で活用する取組 エ　多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 （2）地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型） ア　農林畜水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）ア～オ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林畜水産業者等、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人等 （2）産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農林畜水産業者団体、農商工等連携事業計画認定を受けた農林畜水産業者団体及び中小企業者	（1）ア～ウ 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする （1）エ 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の上限は500万円を上限とする （2）ア 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の3以内（中山間地農業ルネッサンス事業又は市町村戦略に基づく取組事業又は障害者等を雇用することが確実である事業については2分の1以内）を限度とする	（1）～（2） 1　事業主体（名称）の変更 2　事業新設又は廃止 3　交付対象経費の減額（補助対象経費(1)不用額の発生が確実である場合に限る） 4　事業実施場所の変更（補助対象経費(2)に限る） 5　事業費の3割以上の増減(補助対象経費(2)に限る）	無	要	[状況報告] 12月31日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができる。） [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	4　農産物安定輸送調査事業	農産物の安定輸送を確保するための検討･調査に係る経費 （1）輸送試験費（新たな輸送手段の試験に必要な資材購入や機器レンタルに係る経費を含む） （2）輸送試験に係る調査者の旅費 （3）先進事例視察や市場関係者との協議のための旅費 （4）その他事業に必要と認められた経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農協青果物輸送改善協議会	①2分の1以内 （上限300千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5　フードバリューチェーン構築推進事業	フードバリューチェーン構築に向けた輸送効率や生産性の向上､その他付加価値の最適化につながる以下の取組みに要する経費 ①地域物流課題解決に向けた検討・協議 ②機器の再配置等 ③機材（リース含む）の導入等 ④その他事業に必要と認められた経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農産物選果場､農産加工施設､直売所等	①④定額 ②③2分の1以内 （上限1,000千円）	1　事業費の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	6　熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの （1）施設・設備等の整備・導入 （2）機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	2分の1以内	1　事業種目の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7　卸売市場整備活性化事業（拠点卸売市場活力アップ事業）	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社熊本地方卸売市場	2分の1以内（上限1,000千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8　卸売市場整備活性化事業（卸売市場研修事業）	市場流通の現状把握や取引の効率化に要する技術・資質の高度化に向けた研修に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県青果卸市場連合会	定額（上限500千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	9　参入企業スタートアップ支援事業	企業等の農業参入に伴う次の事業に要する経費（人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修）除く （1）作物導入に係る経費 （2）加工品開発に係る経費 （3）簡易な土地基盤整備に係る経費 （4）販路開拓に係る経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等（参入後３年以内）	（1）～（3） 3分の1以内※県南市町村（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）は2分の1以内（上限500万円～1,000万円） （4）上限20万円（補助率は上記と同じ）	1　事業主体の変更 2　事業種目の新設又は廃止 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10　参入企業ステップアップ支援事業	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する６次化産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等のための、施設整備や機械導入、付帯工事に要する経費 （1）加工施設・機械(併設される加工品販売用施設も含む) （2）集出荷貯蔵施設・機械	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等	農地所有適格法人は2分の1以内 それ以外の場合は3分の1以内 ※県南市町村（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）は2分の1以内	1　事業主体の変更 2　事業費の30%を超える増減（ただし入札による減は除く）	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	11　「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業	（１）コンソーシアム推進事業 「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の高付加価値化、ブランド化･PR 活動等のコンソーシアムの活動に要する費用（会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR 活動、事例調査等） （２）コンソーシアム整備事業 コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援（加工施設、販売施設、飲食施設、農林畜水産物を活用した観光拠点等で必要となる施設･設備の整備、機械の導入等）	（１） 4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日 （２） 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	（１）、（２） 【補助事業者】 市町村 コンソーシアム等 【事業主体】 コンソーシアム （農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）と市町村等の行政機関を必須の構成員とする３者以上の役割の異なる者が参画していること）	（１）2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする。 （２）2 分の 1 以内【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする。	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施場所の変更 3　事業主体及び取組主体の変更 4　事業主体における事業費の 30%を超える増減	（１） 有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当） （２） 無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	12　食のみやこ食材ＰＲ推進事業	県産農林畜水産物の消費拡大・販路開拓を図るために実施する事業に係る以下の経費 （１）会場関連費 （２）講師派遣等に係る人件費 （３）広報・宣伝・PR 費 （４）物品・サンプル費 （５）食材送付等に係る輸送費 （６）その他、事業目的の達成に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社博多大丸	定額（上限 13,000 千円）	１　事業費の 30％を超える増減 ２　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	13　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、賃上げ環境の整備やコスト高対策並びに高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの （１）施設・設備等の整備・導入 （２）機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	2分の1以内	１　事業種目の新設又は廃止 ２　事業費の 30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	14　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（販路拡大支援事業）	県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大等を目的とした「くまもと県南フードバレー」に関する取組みに要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限30,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（人材育成事業）	県南地域における若手経営者等の人材育成を目的としたセミナー等の開催に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限6,600千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（選ばれる商品創出支援事業）	県南地域のポテンシャルを引き出し、消費者から選ばれる商品を創出するために実施する、販路拡大並びに商品開発及びブラッシュアップ支援に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限12,500千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	17　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（食体験受入体制整備事業）	県南地域における農林畜水産業者や加工業者による食体験受入体制整備に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限 3,400千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	18　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（県南地域フードバレー機運醸成事業）	県南地域におけるフードバレーの機運醸成のためのイベント実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限30,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	19　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（県南経済界フェア等助成事業）	県南の経済団体等が行うフェア等への助成に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限 8,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	20　くまもとの食付加価値緊急向上事業	（１）食味向上等支援事業（ソフト） 県産農林畜水産物及び県産農林畜水産物を主原料とした加工食品等の付加価値を高めるために行う化学分析、官能評価等に要する経費 （２）食味向上等支援事業（ハード） 県産農林畜水産物及び県産農林畜水産物を主原料とした加工品の付加価値を高めるため、自ら化学分析等を行う際に必要となる分析機器の導入に要する経費 （３）伝統製法食品支援事業 地域の食文化を核とする伝統的な製法で製造を行う食品事業者等の製造法への理解醸成や製品のＰＲ等の取組みに要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	（１）、（２） 県内に本拠地を有する 農業協同組合連合会 農業協同組合 農林畜水産業者 農林畜水産業者が組織する団体 農事組合法人 農地所有適格法人 食品関連事業者　等 （３） 食関連事業者等で組織する団体	（１）2分の1以内 （２）2分の1以内 （３）定額（上限1,000千円）	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体及び取組主体の変更 ３　事業主体における事業費の30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	21　県外実需者マッチング食のみやこ推進事業	県産農林畜水産物の販路拡大・消費拡大を図るため、食のエキスパートと連携し、県外実需者（シェフ、バイヤー、大手食品企業等）と県内生産者のマッチングなど販路拡大の取組みに要する以下の経費 （１）マッチング体制構築費 （２）マッチングイベント開催関連費 （３）広報・宣伝費 （４）人件費・専門家謝金 （５）その他、事業目的の達成に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者等（共同申請可）	定額（上限8,536千円）	１　事業費の30％を超える増減 ２　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	22　社員食堂における県産食材緊急消費拡大事業	企業の社員食堂等が県産食材を使用したメニュー等を提供する熊本フェアの支援に要する経費（県産品ＰＲ、広報、効果分析、企業との連携等）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会	定額（上限 6,500千円）	1　事業費の 30％を超える増減 2　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	23　料理人と連携した県産食材消費拡大緊急支援事業	「食」への意識が高い消費者等を対象とした県産食材消費拡大イベントの開催に要する経費（イベント企画、開催等）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	コンソーシアム （農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）、県観光連盟、県内の料理人を必須の構成員とする）	定額（上限 8,249千円）	1　事業費の 30％を超える増減 2　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	24　食関連企業の農業参入緊急支援事業	農業参入した食関連企業の作物等導入に係る営農用機械等の取得・改修経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	R5 年度以降に新規参入した食関連企業	2分の1以内 ただし、県南地域（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）に参入した企業については3分の2以内 （上限 25,000 千円）	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体及び取組主体の変更 3　事業主体における事業費の 30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	25　地域内流通体制構築支援事業	・県内流通体制の構築に向けた実証試験に要する経費（機器、輸送用パレット等のリース費、使用料、事務調整、会議等に係る費用、旅費、会場借り上げ費　等） ・流通体制構築や販路拡大等に係るアドバイザー、専門家等の派遣に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	県内での農林畜水産物等の販売量の拡大に取組んでいる協議会等に参画している、農業団体・直売所等	定額（上限200千円）／事業者	1　事業費の30％を超える増減 2　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	26　被災地産品流通体制構築支援事業	被災地産農林畜水産物の販路確保、流通体制構築及び販売促進を図るために実施する事業に係る以下の経費 （１）販路開拓・マッチングに要する経費 （２）輸送、集荷、配送その他流通調整に要する経費 （３）販売所等でのフェア開催及び復興支援イベント等への出展に要する経費 （４）広報、宣伝、ＰＲに要する経費 （５）その他事業目的の達成に必要な経費	令和８年７月28日から事業完了の日又は３月31日まで	民間事業者等（共同申請可）	定額（上限10,000千円）	１　事業費の30％を超える増減 ２　事業の中止又は廃止	有 （第９条第２項第２号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	27　卸売市場施設災害復旧事業	令和 8 年熊本地震により被災した卸売市場の以下施設の復旧（解体・廃棄、整地を含む）に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）売場施設 （2）貯蔵・保管施設 （3）駐車施設 （4）構内舗装 （5）搬送施設 （6）衛生施設 （7）食肉関連施設 （8）情報処理施設 （9）市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設 (13) 附帯施設 (14) 上記施設の施設内容に準ずる施設	令和 8 年 7 月 28 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 対象地域において被災した卸売市場の以下の者 （1）開設者である地方公共団体又は法人 （2）卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会 （3）卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者	12 分の 5 以内。但し、地方卸売市場における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては、4 分の 3 以内とする。	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　成果目標の変更 4　事業の新設又は廃止 5　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減 6　工事費から工事雑費への流用	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	28　熊本地震６次産業化施設復旧等事業	「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記２－３第14に基づき定める熊本地震６次産業化施設復旧等事業の運用（８農振第1546号令和８年８月27日農林水産省農村振興局長通知）」の第２で定める施設のうち、令和８年度熊本地震で被災した施設の復旧等に係る経費 ただし、一箇所又は一施設の工事の費用が40万円以上のものに限る	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 左記対象施設を所有する農林畜水産業者のうち、令和８年度熊本地震で被災した者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の６以内を限度とする	１　事業主体（名称）の変更 ２　事業新設又は廃止 ３　事業実施場所の変更 ４　事業費の３割以上の増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日